

平成21年度日本スポーツ振興センター加入のお知らせ

横浜市教育委員会

❖ 日本スポーツ振興センターとは・・・

学校では、児童生徒が健康で安全な学校生活を送ることができるよう、十分な注意をしていますが、それでも学校内で思わぬケガをすることがあります。このような場合に、医療費や各種の見舞金を給付するため、法律で設立された災害共済給付制度が独立行政法人日本スポーツ振興センターです。加入は原則として任意ですが、横浜市では従来から5月1日現在各学校において在籍している全員が加入して、毎年、多くの方々が医療費などの給付を受けています。

❖ 給付が受けられるのは・・・

授業中や課外指導中はもちろんですが、休憩時間中、通学（登下校）中での事故によるケガなども災害共済給付の対象となります。ただし、交通事故のように、他から損害賠償等を受ける場合は、その限度において給付が行われません。

❖ 給付の種類、額は・・・

ケガなどで病院の診療を受けた場合は、総医療費（健康保険法に基づく保険診療分）の4/10相当分が給付されます。なおこの場合、療養に要する医療費の合計が5,000円に満たないものや、高額療養費として健康保険組合などから還付される分は除外されます。また、入院差額ベッド代や差し歯など健康保険の給付対象とならないのものも除外されます。

ケガなどにより、後遺症が残った場合は、その程度に応じて3,770万円（1級から）82万円（14級）の見舞金が支給されます。（ただし登下校中の場合は、半額になります。）

死亡した場合は、その状況によって、2,800万円の見舞金が支給されます。（ただし、運動などの行為と関連しない突然死及び登下校中の場合は、半額になります。）

❖ 掛金は・・・

保護者等負担額 460円（年額）（横浜市教育委員会負担額 485円）

掛金の領収書およびセンター加入者証は一括してPTA会長等の代表者に発行します。各保護者あてには発行しませんので、ご了承ください。

＝くわしいことは学校におたずねください＝